

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年3月号 | No. 03/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 2023 年の PCT 出願

2023 年の PCT 出願は、2022 年比で 1.8% の減少となり、合計出願件数は 272,600 件でした。中国が引き続き PCT 出願の最大ユーザであり、69,610 件が出願され (2022 年比で 0.6% 減)、続いて米国が 55,678 件 (5.3% 減) で第 2 位となりました。日本 (48,879 件で 2.9% 減)、大韓民国 (22,288 件で 1.2% 増) そしてドイツ (16,916 件で 3.2% 減) が、2023 年もそれぞれ第 3 位、第 4 位と第 5 位を占めました。上位 10 か国における各国の合計出願件数と全出願件数に対する各国のシェアは以下の通りです。

1.	中国	69,610	25.5%
2.	米国	55,678	20.4%
3.	日本	48,879	17.9%
4.	大韓民国	22,288	8.2%
5.	ドイツ	16,916	6.2%
6.	フランス	7,916	2.9%
7.	英国	5,586	2.0%
8.	スイス	5,382	1.9%
9.	スウェーデン	4,323	1.6%
10.	オランダ	4,258	1.5%

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

上位 10 か国以下では、インド (第 11 位) が PCT 出願において著しい成長 (3,791 件で 44.6%増) を見せました。

2022 年の出願件数との比較など、全ての国の出願件数に関する情報は、以下の WIPO プレスリリース PR/2024/914 のアネックス 1 をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pressroom/en/documents/pr-services2024-annexes.pdf#page=1>

なお、この合計と以下に続いて公表されている出願の数値は暫定値ですのでご注意ください。国際事務局は、2023 年に国内官庁や広域官庁に出願された全ての PCT 出願は受理していないためです。出願の確定した数値は、今年の後半に公表されます。

最上位 PCT 出願人は、7 年連続で中国に拠点を置く通信会社ファーウェイ・テクノロジーズとなり、2023 年は 6,494 件の出願が公開されました。その後に大韓民国のサムスン電子 (3,924 件)、米国のクアルコム (3,410 件)、日本の三菱電機 (2,152 件) そして中国の BOE テクノロジー (1,988 件) が続きました。上位 10 出願人のうち、中国のコンテンポラリー・アンペレックス・テクノロジーが 2023 年の公開出願件数において最も顕著な増加 (576.3%増) を記録したことで、2022 年の第 92 位から 2023 年では第 8 位へ上昇しました。次に中国の北京字跳▲網▼絡技▲術▼有限公司 (Beijing Zitiao Network Technology Co., Ltd.) (191.3%増) が続き、2022 年の第 85 位から 2023 年では第 27 位となりました。

上位 10 出願人と 2023 年に公開された PCT 出願のうち、下記の法人が出願人として名前が挙げられていた出願件数を以下に列挙します。

1.	ファーウェイ・テクノロジーズ (Huawei Technologies Co., Ltd) (中国)	6,494
2.	サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (大韓民国)	3,924
3.	クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	3,410
4.	三菱電機 (Mitsubishi Electric Corporation) (日本)	2,152
5.	BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,988
6.	LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (大韓民国)	1,887
7.	エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ) (スウェーデン)	1,863
8.	コンテンポラリー・アンペレックス・テクノロジー (Contemporary Ampere Technology Co., Limited (中国)	1,799
9.	OPPO モバイル (Guangdong OPPO Mobile Telecommunications Corp., Ltd) (中国)	1,766
10.	日本電信電話株式会社 (Nippon Telegraph and Telephone Corporation) (日本)	1,760

上位 50 PCT 出願人の一覧は、プレスリリースのアネックス 2 に公表されています。

教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以来 PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持しており、2023 年には 531 件の出願が公開されました。上位 10 の教育機関については、米国

から 5 大学、中国から 2 大学、そして大韓民国、シンガポールと日本の大学が占めています。教育機関による PCT 出願について、詳しくはプレスリリースのアネックス 3 をご参照下さい。

技術分野別の PCT 出願件数に関しては、再度コンピュータ技術が 2023 年に公開された PCT 出願件数の最大シェア (全体の 10.2%) を占めました。次にデジタルコミュニケーション (9.4%)、電子機器 (7.9%)、医療技術 (6.7%)、そして医薬品 (4.7%) が続きました。2023 年では上位 10 の技術分野のうち 4 分野のみで増加を記録し、電子機器 (8.8%増) と運輸 (7.7%増) が急成長を見せ、続いて半導体 (5.6%増) とバイオテクノロジー (3.8%増) となりました。公開された出願の技術分野別の詳細は、プレスリリースのアネックス 4 をご参照下さい。

2023 年の出願件数の確定値の公表 (特許協力条約年次報告 2024 年版による) は、今年後半の PCT ニュースレターでお知らせします。

## PCT 作業部会

第 17 回 PCT 作業部会が 2024 年 2 月 19 日から 21 日にわたり、ハイブリッド会合としてジュネーブにて開催されました。本作業部会は、以下のトピックスを検討しました。

### 国際出願と国際出願に関する書類の提出手段

本作業部会は、PCT 規則 89 の 2 の改正案を提出し、2024 年 7 月の総会で承認を得ることに合意しました (文書 PCT/WG/17/15 参照)。改正案は、受理官庁に対し国際出願や中間書類の提出を紙形式ではなく電子形式に限って行うよう求める選択肢、又は出願人が紙形式で書類を提出した後に、当該書類の電子版を提出するよう求める選択肢を認めるものです。受理官庁がこれらの選択肢のいずれかを選択した場合であっても、出願人は国際事務局の受理官庁に対し紙形式で出願することができます。

### 国際事務局が使用する通信言語

本作業部会は、PCT 規則 92 の改正案を提出し、2024 年 7 月の総会で承認を得ることに合意しました。この改正案は、国際事務局が出願人や国内官庁との通信言語を現行の英語や仏語に限らず、国際公開 10 言語のいずれかの言語に拡張することにより、国際事務局のサービス向上を可能にすることを目的としています (文書 PCT/WG/17/6 参照)。国際事務局は、当サービスは段階的に導入されるものであり、様々な国内官庁にコピーされる通信文書 (特に全ての指定官庁にコピーされる様式) には適用しない旨、そして翻訳ツールの改良版が開発中であり、ePCT から要求に応じた公開言語での IB 様式の閲覧が可能となる予定であることを示しました。

### カラー図面

本作業部会は、どのように PCT 規則 11 を改正することにより、図面、写真、その他の画像形式を区別する必要性や、それらの形式が適切である可能性のある異なる状況等の様々な要素を考慮しつつ、カラー図面を含む国際出願の提出と処理を可能とすることができるかを検討するよう国際事務局に求めました (文書 PCT/WG/17/12 参照)。

### 書面による開示以外の開示の引用

本作業部会は、PCT 規則 33 と 64 の改正案を提出し、2024 年 7 月の総会で承認を得ることに合意しました。この改正案は、国際調査と国際予備審査の両方において、関連先行技術の定義を拡張し、書面による開示以外の開示を含めることとするものです (文書 PCT/WG/17/10 参照)。

#### 規則 26.3 の 3 のさらなる改正 - 第 3 条(4)(i) に基づく欠陥の訂正の求め

本作業部会は、規則 26.3 の 3 の適用において存在する抜け穴を塞ぐことを目的として、その改正案を提出することに合意しました。現行の規則 26.3 の 3 は、要約や図面の文言の言語が国際公開の言語とは異なる言語で出願されている場合で、国際調査の実施にあたって国際調査機関が認める言語で提出されている場合であっても、受理官庁がそれらの国際公開言語への翻訳文の提出を求める命令書を発出することを認めていないためです (文書 PCT/WG/17/7 参照)。

#### 特定の国 (特に開発途上国や後発開発途上国) からの特定の出願人に対する手数料減額基準

本作業部会は、2024 年 7 月の総会において、PCT 手数料表の項目 5 に基づく基準を維持するよう勧告し、総会は 5 年後に再度基準を見直すことで合意しました。また、所定 PCT 手数料の減額基準を満たす国の一覧の更新に関する指針 (the Directives for Updating the Lists of States Meeting the Criteria for Reduction of Certain PCT Fees) の修正案を採択するよう総会に勧告することも合意しました (文書 PCT/WG/17/5 Rev 参照)。

#### その他の議題

本作業部会は、以下についても検討しました。

- 特許審査官研修の調整 (文書 PCT/WG/17/11 参照)
- PCT の下での技術支援の調整 (文書 PCT/WG/17/19 参照)
- 電子処理を支援する法的措置 (文書 PCT/WG/17/9 参照)
- グローバル識別子と PCT (文書 PCT/WG/17/13 参照)
- 個人データ保護と PCT (文書 PCT/WG/17/8 参照)
- 調査戦略に関する調査報告書 (文書 PCT/WG/17/14 参照)
- PCT 最小限資料タスクフォースのステータスレポート (文書 PCT/WG/17/16 参照)
- PCT オンラインサービス (文書 PCT/WG/17/20 参照)
- 配列表 (文書 PCT/WG/17/3、PCT/WG/17/4、PCT/WG/17/18 参照)
- 五大特許庁 (IP5) 間の PCT 協働調査及び審査試行プロジェクトの最終報告書 (文書 PCT/WG/17/17 参照)
- 第 30 回 PCT 国際機関会合報告書 (文書 PCT/WG/17/2 参照)

本作業部会はまた、特許審査ハイウェイ (PPH) と PCT に関する情報共有を目的とした会合も開催しました。当会合で使用された資料は、WIPO ウェブサイトからご利用下さい。

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=80912](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=80912)

## 要約と文書

議長による要約 (文書 PCT/WG/17/21) は、作業文書とウェブキャストへのリンク (会合の動画と音声  
がテキスト化されたトランスクリプトを含む) と併せて WIPO ウェブサイトからご利用下さい。

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=80912](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=80912)

## PCT ニュースレター創刊 30 周年

「1994 年 3 月の創刊以来、PCT ニュースレターは PCT ユーザコミュニティにとって欠かすこ  
とのできない情報源となりました。過去 30 年以上にわたって、ニュースレターは世界中の PCT  
ユーザに毎月、必要不可欠な最新情報、洞察、そして貴重な実務アドバイスの記事を提供してき  
ました。さらに最近では、中国語、日本語、韓国語によるニュースレターの翻訳を追加し、より  
多くのユーザが有益な情報を入手できるようになりました。

PCT ニュースレターの節目を祝うとともに、皆様に毎月ニュースレターをお届けするために尽  
力してくれている WIPO PCT の同僚、そして WIPO の PCT に揺るぎない支持をいただき、協力  
して下さっている読者の皆様に感謝の意を表したいと思います。さらに多くの価値ある情報をお  
届けする今後には是非ご期待下さい。」

リサ・ヨルゲンソン (Lisa Jorgenson)  
WIPO 特許・技術部門 事務局次長 (DDG)

今月、PCT ニュースレターは創刊 30 周年を迎えました。1994 年 3 月以来、335 号が発行されました。  
この節目を記念して読者の皆様から寄せられたコメントの一部をご紹介します。

「ニュースレターは JPO において、以下のとおり業務の役に立っています。

- 実務アドバイスに関して: PCT 作業部会や PCT 国際機関会合等の直近の会合で議題とな  
ったトピックの関連事項を記載いただくことがあり、官庁として、その議題関連の実務  
状況について整理ができるため、助かっている。また、Q&A 形式になっているためわか  
りやすく、日常業務で遭遇するであろうケースも具体的に示しており、非常に有用であ  
る。
- アーカイブが公開されているため、事例を探す際にも利便性が高い。
- 情報が集約されていて、使いやすい。
- 日本語訳も提供されており、理解のスピードを向上させることができる。
- 今後もニュースレター等を通じて、有益な情報を適時に提供してくださることを期待し  
ます。」

(日本国特許庁)

---

「PCT ニュースレターについては、特に「実務アドバイス」を楽しみにしています。実務アドバイスは、Q&A 形式で解説して下さるので、大変理解しやすいです。また質問内容が具体的に書かれているところも大変興味深いです。」

(匿名 PCT ユーザ)

---

「PCT ニュースレター創刊 30 周年おめでとうございます。」

2014 年頃からの愛読者です。

特に実務アドバイスについては、条約規則だけでは判断しづらい事案についても、アグリーメントやガイド、現状の出願状況等も反映した総合的な観点からのアドバイスがなされており、これまでも大変多くのことを学ばせていただきました。自分にとってニュースレターは、Rule、AI、Guide と同様に必ず参照する貴重な情報源になっております。

当時は、現在のようなアーカイブ検索機能もなかったため、毎月実務アドバイスのタイトルをメモしていたこともありましたが、現在は検索キーで簡単に必要な情報にアクセスできるようになっており、その利便性の向上にも深く感謝しております。

また、PCT 制度やそれを取り巻く背景は日々刻々と変わってきておりますが、いつも最新の背景事情や国際的な場での議論を踏まえたトピックを扱っていただいていることも大変有難く思っております。引き続きニュースレターヘビーユーザの 1 人として毎月拝読させていただくとともに、ニュースレターの更なるご発展を祈念いたします。」

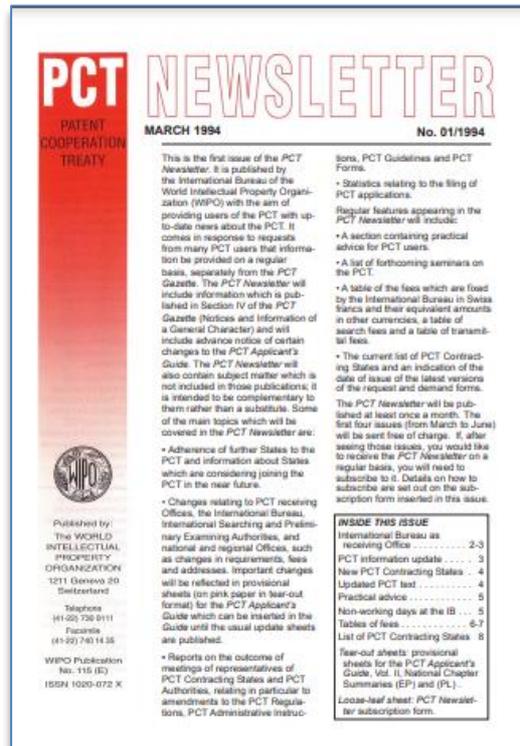
(匿名 PCT ユーザ)

## PCT ニュースレター 30 年の回顧と概観

-マシュー・ブライアン (Matthew Bryan) PCT 法務・ユーザ関連部 部長

1990 年代初頭、PCT 制度全体は現在よりもはるかに控えめなものでした。例えば、1994 年当時、PCT 締約国は 67 か国であり、PCT 出願件数は 34,000 件強でした (現在では 157 か国、年間 270,000 件以上の PCT 出願が行われています)。

当時の WIPO の PCT 分野のリーダーたちは、PCT ユーザと連絡を取ったり、PCT に関する動向などの最新情報を PCT ユーザに提供するための効果的なメカニズムがないことに気づきました。発行されていた PCT 関連情報の唯一の情報源は、ユーザに効果的に最新情報を提供するのに十分な頻度で発行されていないか (PCT 出願人の手引は、年に 2 回のみ更新されていました)、PCT の実務的な問題についてユーザに知らせることを目的としていませんでした。



## PCT ニュースレター創刊号 (1994年3月)

最初の3年間は、ニュースレターは紙版のみで発行され、印刷費と郵送費を賄うために年間購読料が必要でした。初期の数年間のニュースレターは、手引のルーズリーフ版の臨時の差替用紙や追加用紙もニュースレターと併せて郵送することで、ユーザが自身の出願人の手引を更新する方法としても利用されていました。また、紙のPCT願書様式の最新版の普及にも利用されていました。

紙版を購読するオプションは、2007年末までさらに10年間続きましたが、1997年1月にオンライン版が登場したことで、ニュースレターは購読せずにアクセスできるようになり、より多くのユーザに届くようになりました。また、ニュースレターの内容は、印刷して郵送するのに必要な比較的長いリードタイムに代わって、最終版が確定してから数時間以内に利用可能となりました。その結果、ユーザはPCTのニュースや動向について迅速に最新情報を入手できるようになりました。

今振り返ってみても、PCT ニュースレターは創刊当時、革新的な情報提供の手段であったことは明らかであり、重要なニーズに応えるものでした。電子メールやウェブサイトの一般的な利用が開始される数年前の長い期間、PCT ニュースレターはWIPOのPCTスタッフがPCTユーザコミュニティと定期的に連絡を取り得る唯一の手段でした。

我々WIPOのPCT関係者は、PCT ウェビナー、動画、Zoom、サイトコンテンツ、ePCTプラットフォームのサービス提供と共に、あれから実に長い道のりを歩んできました。ですが、新しい情報リソースや新しいコミュニケーション手段があっても、私たちは毎月PCTニュースレターの発行を続けています。PCTユーザが重要な情報や知識の普及のためにPCTニュースレターを頼りにしてくれていることを、長年にわたって確認してきたためです。

2023/2024 年の PCT ユーザ調査の回答では、PCT ニュースレターの読者の 93%が、一貫性があり、正確な情報を提供するニュースレターに満足している、又は非常に満足していることが示されました。また、最新調査の回答の一部として、以下のようなコメントが多数寄せられました。

「PCT ニュースレターを楽しく読んでいます。有益な情報が提供されており、最新動向も知ることができ、いつも新しいことを学んでいます。実務アドバイスのセクションが好きです。」

「PCT ニュースレターは、PCT の政策や手続に関する優れた情報源です。」

ご承知の通り、PCT ニュースレターの発展と存続は、1990 年代初頭にニュースレター創刊の構想を練った WIPO 元同僚をはじめとする多くの WIPO 関係者の努力の賜物です。疑う余地なく、長年 PCT ニュースレター編集者であった Debra Collier の名前は、永遠にこのニュースレターと結び付けられることでしょう。彼女は 1994 年の創刊号から 2022 年 9 月に WIPO を退職するまで、28 年以上にわたってニュースレターを編集・監督しました。

彼女が退職してから、ニュースレター発行の務めは、同じく有能で献身的な数名の他の同僚が担ってきました。Katyana Norris Levy (2005 年より編集補佐を務める)、そして最近では Nathalie Beard が Corinne Julliard と Geraldine Rodriguez や PCT 法務・ユーザ関連部の他のスタッフ全員からの強いサポートを受け担当しています。また、中国語、日本語、韓国語の翻訳文がニュースレターのサービスに追加されて以来、毎月翻訳してくれている非常に献身的な同僚たちにも感謝しています。

PCT ニュースレターの 30 年を振り返りその創刊から携わってきた中で、この 30 年間、毎月、毎月、PCT ユーザにニュースレターを届けてきた献身的な同僚たちに感謝の意を表したいと思います。また、同僚と WIPO を代表し、PCT ユーザコミュニティの PCT ニュースレターの読者の皆様の長年にわたるご支援に感謝いたします。創刊以来お寄せいただいた多くのご意見、ご質問、ご感想は、このニュースレターの改善に役立ってきました。今後もニュースレターが皆様の PCT 情報のニーズにより一層お応えできるよう、引き続きご意見をお待ちしております。

記事に関するアイデア、ご意見や「実務アドバイス」のご提案を是非お寄せ下さい。以下のアドレス宛にメールをお送り下さい。

pct.legal@wipo.int

## PCT アップデート

### CN: 中国 (優先権の回復請求に適用される基準)

中国国家知識産権局 (CNIPA) は PCT 規則 49 の 3.2(g) に基づき、2024 年 1 月 20 日から、指定官庁としての役割における優先権の回復請求に関して「故意ではない」基準を適用する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁はまた、回復請求を行う期間は当該官庁に対する国内段階移行の日から 2 か月であり、当該官庁に支払う手数料は、1,000 人民元である旨を IB に通知しました。

(PCT 出願人の手引 国内編 概要 (CN) が更新されました)

LV: ラトビア (官庁の名称、所在地とあて名)

ラトビア特許庁の名称、所在地とあて名が以下の通り変更されました。

官庁の名称:	ラトビア共和国特許庁
所在地とあて名:	Raiņa bulvāris 15 Rīga LV-1050 Latvia

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (LV) が更新されました)

NO: ノルウェー (手数料)

OM: オマーン (電子メールアドレス)

RU: 連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) (国際型調査に関する規定)

調査手数料と国際調査に関するその他の手数料 (欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、ヴィシエグラード特許機構 (VPI) )

2024 年 4 月 1 日から、手数料表 I(b) に表示されている通り、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、ヴィシエグラード特許機構 (VPI) が実施する国際調査について、ユーロで支払う額とその他の通貨に適用される換算額が変更になります。

また同日から、それらの官庁に支払う追加調査手数料の額も上記の変更に伴い、以下の通り変更になります。

欧州特許庁、フィンランド特許登録庁、 スペイン特許商標庁、ヴィシエグラード特許機構 .....	1,845 ユーロ
北欧特許機構 .....	13,750 デンマーククローネ
スウェーデン知的財産庁 (PRV).....	20,750 スウェーデンクローナ
トルコ特許商標庁 (Turkpatent).....	61,090 トルコリラ

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EP、ES、FI、SE、TR、XN、XV) が更新されました)

補充調査手数料 (欧州特許庁、フィンランド特許登録庁、北欧特許機構、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent))

2024 年 4 月 1 日から、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁、北欧特許機構、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent) が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う額が変更になります。新料金は 1,751 スイスフランです。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (EP、FI、SE、TR、XN) が更新されました)

## 欧州特許庁 – 改訂 PCT-EPO ガイドライン

欧州特許庁 (EPO) は、Guidelines for Search and Examination at the EPO as PCT Authority (PCT 機関としての EPO 調査及び審査ガイドライン) (PCT-EPO Guidelines) が、2024 年 3 月 1 日付で改訂された旨を公表しました。当ガイドラインは、ISA や IPEA としての EPO になされる国際出願の取扱いに関して様々な側面で従うべき実務や手続について説明しています。

最新情報を提供する目的から、当ガイドライン全体が改訂されました。その他の変更点は、Part A の増幅で、様式と文書の署名に関する二つの新しいセクションが収録されました。

詳細は、以下の EPO の公示をご参照下さい。

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/01/a10.html>

改訂 PCT-EPO ガイドラインは、2024 年 3 月版全文が発行され、2023 年 3 月版に優先します。改訂版は英語、仏語、独語で利用可能です。

<https://www.epo.org/en/legal/guidelines-pct>

最新の修正箇所は、専用 PDF 版の HTML 版で “show modifications” 欄を選択すると、ハイライト表示されます。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### 新しい ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアル – アクセス権

以下の出願人向け ePCT ビデオチュートリアルが利用可能になりました。

- Manage Access Rights Following a Rule 92*bis* Change Request

このビデオでは、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更が請求され、ePCT<sup>1</sup>における出願へのアクセスが自動的に一時停止された後のアクセス権を管理する方法をステップバイステップで説明しています。以下のリンクからご利用下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/epct/access\\_rights.html](https://www.wipo.int/pct/en/epct/access_rights.html)

### 新たなウェビナー動画

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの動画

- Introduction to the PCT System and the Latest Updates (2024 年 2 月 27 日配信)
- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズ: Entry into the National Phase (2023 年 11 月 16 日配信)

<sup>1</sup> ePCT バージョン 4.13 のリリース (4 月初旬予定) から適用

とウェビナーで使用された資料は、次のリンクのアーカイブ欄から利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

日本語のウェビナー

下記の日本語のウェビナーの動画

- 新制度「(特定技術分野の) 特許出願の非公開制度」と PCT 出願 (2024 年 3 月 13 日配信)

とウェビナーで使用された資料は、次のリンクのアーカイブ欄から利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

## 実務アドバイス

国際出願は取り下げられたものとみなされた場合の帰結と国内段階での救済手続の可能性

Q: 「手数料の納付の補正命令書」(様式 PCT/RO/133) を受領しましたが、新規 PCT 出願の手数料を期間内に支払うことができませんでした。そのため受理官庁から、国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定の通知書(様式 PCT/RO/117) が発行されてしまいました。PCT は出願を回復する可能性について規定していますか?

A: PCT では、PCT 規則 16 の 2.1(e) の法的救済措置(最初の手数料の支払期間満了後であっても、出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言が発出される前に受理官庁が手数料の後払手数料を受領した場合は、期間の満了前に受領したものとみなす) 以外には、受理官庁により国際出願が取り下げられたものとみなす宣言がなされた後に、国際段階で出願を回復するための一般的な手続は規定していません。受理官庁が宣言をした場合、その出願は法的効力を失い(PCT 第 11 条(3) 参照)、各指定国において当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもってその法的効力を失います(PCT 第 24 条(1) 参照)。

この問題に対処するには、まず手数料の支払期間を徒過してしまったことに対する救済措置があり、依然として手数料を支払う機会が与えられるのかどうかを調べることをお勧めします。支払いの機会が与えられるのであれば、出願は回復できる可能性があります。期間を徒過した場合に救済される条件についての詳細は、PCT ニュースレター 2020 年 3 月号の実務アドバイス(予期せぬ事態により PCT に基づく期間を徒過した場合に適用される可能性のある救済措置) をご参照下さい。

また、受理官庁である国内官庁が、出願人の個別の状況を考慮して、出願が取り下げられたものとみなす決定の再検討を行う国内手続を有しているのかを確認することもお勧めします。

上述の選択肢が肯定的な結果をもたらさない場合には、権利回復は、依然として国内段階へ移行し、特許保護の取得を希望する各指定官庁に対して直接試みるしかありません。

PCT 条約第 25 条と規則 51 は、受理官庁が国際出願は取り下げられたものとみなした場合などの特定の状況において、出願人は関係する国内官庁に対し不利な決定に関する再検討を求めることが可能な旨を規定しています。この請求期間は、国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定の通知書(様式 PCT/RO/117) の日付から 2 か月であり、出願人は国際事務局に対し、出願人が指定した官庁に出願の一件書類に含まれる関連書類の写しを送付するよう請求することができます。同期間内に出願人は、関

係する各官庁において国内段階へ移行するための要件である、国内手数料の支払と必要な翻訳文の提出を満たす必要があります。

各官庁は、関係する限りにおいて再検討を行います。国内官庁が、国際出願が取り下げられたものとみなす決定が受理官庁側のエラーか見落としによるものであると認めた場合には、国際出願は取り下げられたとみなされなかったものとして取り扱われます。国内官庁が、PCT に基づき受理官庁の決定は正当であると認めた場合であっても、自国の国内法令を適用することがより有利な結果をもたらす場合には、国内官庁は国際出願の効果を維持することができます (PCT 第 24 条(2) と第 27 条(4) 参照)。

PCT の期間を徒過した場合、徒過の救済を求めることが可能なさらなる規定があります。PCT 第 48 条(2) と規則 82 の 2 は、締約国は、期間が遵守されていないことが国内法令で認められている遅滞の事由と同一の事由による場合には、自国に関する限り、遅滞を許すものとする旨を規定しています。従って、出願人が引き続き特許保護の取得を希望する国内官庁が、国内や広域の法令に徒過を許容する規定を適用しているかどうかを確認する必要があります。もし規定がある場合には、国内官庁は、当該国内官庁に直接なされた特許出願に適用するのと同じ方法と同じ条件で PCT 出願に当該規定を適用しなければなりません。そのような規定の例としては、権利の回復 (reinstatement of rights)、回復 (restoration)、権利の回復 (restitutio in integrum)、放棄された出願の回復 (revival of abandoned applications)、手続続行 (continuation of proceedings) や「追加手続」 (“further processing”) (例えば、欧州特許条約の第 121 条) を認めるものです。これらの救済措置は PCT 出願人にも適用されなければならないものです。PCT 第 48 条(2)(b) はさらに、PCT は、国内法令で認められている遅滞の事由と同一の事由による場合には、いずれの締約国も遅滞を許すことを妨げない旨を明確に規定しています。

各指定官庁が適用する具体的な手続については、PCT 出願人の手引 国内編に救済手続に関する情報が掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/guide/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

詳細は、関係する国内官庁に直接お問い合わせ下さい。

PCT 第 25 条や第 48 条に関する国内や広域の判例については、WIPO PCT 判例データベース (<https://www.wipo.int/pctcaselawdb/en/list.jsp>) をご参照下さい。また、PCT 規定の適用を解釈したり実証するもので、当データベースへの収録が有益であると判断されるものにつきましては、ご遠慮なく国際事務局 ([pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)) までお知らせ下さい。